

# 占有権とはどのような権利か（一）

——財産法における権利の構造 六——

鷹 巢 信 孝

## 一 はじめに

二 占有権の論理構造(一) 占有権の事実性と規範性……以上本号

三 占有権と所有権 財産法体系における位置づけ

四 占有権の論理構造(二) 占有権の現実性と観念性

五 むすび

## 一 はじめに

一 占有理論、即ち物を現実に支配し管理している事実状態を、その権原の有無を問わずに、そのまま認容し保護するところに認められる占有権を理論的に把握する作業は、私法学における難問であり、占有権を理解することは極めて難解なことだとされている。<sup>(一)</sup>

というのも、占有は事実か権利かという問題については註釈学派以来の論争があるし<sup>(二)</sup>、占有要件論、即ち占有の

成立要件・存続要件として物の所持という要素のほかに、心素として特別の意思を必要とするのかどうかという問題については、ドイツ普通法学時代からの論争がある（第二章一節参照）。

それに加えて、所有権などの本権のほかに、占有権が認められているのは「なぜ」なのか、占有訴権（占有保護請求権）は「どうのような」機能を果しているのかという、占有制度の存在理由に関わる根本問題について、多様な見解が主張され、理論的な対立が続いている（第三章七節参照）。

注(1) 富井政章「占有意思と代理占有」法学協会雑誌「八卷一号〔一九一〇年〕」六頁、同・民法原論第一卷 物権〔有斐閣・一九二三年〕六一一頁、石坂音四郎「占有意思論」民法研究第一卷〔有斐閣書房・一九一三年〕五〇三頁（初出・法学協会雑誌「八卷五号・六号・七月〔一九一〇年〕」）、岩田新・占有理論〔岩波書店・一九三二年〕序一頁、末川博・物権法〔日本評論新社・一九五六〕一七九頁、同「代理占有論」末川博法律論文集IV〔岩波書店・一九七〇年〕七三頁（初出・法と経済一卷一号・三号・四号〔一九三四四年〕）、於保不二雄・物権法〔有斐閣・一九六六年〕一六四頁。

Vgl. Hedinger System des Besitzrechtes, 1985, S. 9f.; Mühl, in: Soergels Kommentar zum BGB., Bd. 6.,12. Aufl., 1989, Vor §854 Rdz.1 (S. 30).

(1) 加田・注(1) 八三五頁以下、同「占有理論〔三・完〕」中へつてイエリング教授の占有意思論の批評——法学協会雑誌四七卷一一号〔一九二九年〕五三頁以下、岡松參太郎・註釈民法理由中巻〔有斐閣書房・一八九七年〕二六頁以下、原田慶吉「占有は権利か事實か—ビザンチン期に於ける占有觀念」— 篇教授還暦祝賀論文集〔有斐閣・一九三四年〕四八七頁以降。

現在でも、ドイツではない点について論争があるといひつけども、Mühl, N. 1, Vor §854 Rdz. 5 (S. 32); Heck, Grundriss des Sachenrechts, 1930, S. 64ff.; Westermann, Sachenrecht, Bd. 1,6. Aufl., 1990, S. 79ff.; Joost, in: Münchener Kommentar zum BGB., Bd. 6.,3. Aufl., 1997, Vor §854 Rdz. 9 (S. 27f.)。

II 占有制度の存在理由・存在根柢について、様々な学説が主張されてゐる原因として、現代の生活関係において占有的営む機能が多様化・複雑化してゐることのほかに、次のようなものが指摘されてゐる。

即ち、近代の占有制度は、ローマ法のポセッソとゲルマン法のゲヴェーレとが合流したところに、両制度を一部分ずつ採り入れて成立している。そのため、現行の占有制度に与えられた効果も種々様々なものが含まれており、これを統一的に理解することは困難である。

そこで、わが国における今日の多数説は占有制度の在理由・存在根拠を一元的に把握するのではなく、各種の効果を、①占有そのものを保護する効力・機能と、②本権に関連した効力・機能に分類し、整理した上で、各効果ごとに多元的に捉えることにしている。<sup>(11)</sup>

しかし、占有制度の存在理由・存在根拠を、多数説のように占有ないし占有権の諸効果から多元的に理解するにせよ、あるいは一部の学説のように占有の本権表章的機能に重点を置き、本権との関係において一元的に理解するにせよ、このような接近方法によつたのでは、「占有権とはどのような権利か」という根本問題を解明することは出来ない。

というのは、民法一八八条以下に「占有権ノ効力」として規定されているところは、占有権の効力だけではなく、占有に与えられた効力が混在しており、しかも占有の効力に関する規定は占有権の章以外にも点在している。<sup>(12)</sup>

そのために、占有と占有権、およびそれらの効果の三者の区別・連関性が明らかではない。したがつて、占有ないし占有権の効力を平面的に分類・整理したところで、「占有権とはどのような権利か」という問題について、明らかにしえないのは当然のことである。

しかしながら、「占有権とはどのような権利か」という問題を明らかにしないで、占有制度の存在理由や存在根拠を明らかにすることが出来るのであろうか。前者の根本問題を解明しないまま、後者の問題を取扱うのは本末顛倒しているのではないか。

(注) (1) 末川・注(1)「物権法」八〇頁以下、同・注(1)「代理占有論」九三頁、於保・注(1)一六五頁以下、舟橋諄一・物権法「有斐閣・一九六〇年」二七二頁以下、我妻栄=有泉亨・新訂物権法「岩波書店・一九八三年」四五七頁以下・五〇一頁、稻本洋之助・民法II「物権」「青林書院新社・一九八三年」二〇四頁以下。

なお、川島武宜編・注釈民法(7)「有斐閣・一九六八年」四一頁以下「田中整爾」、田中整爾「占有制度には、今日の」という意義、役割があるか」奥田昌道ほか編・民法学2「有斐閣・一九七五年」一五〇頁以下。

(四) 石田文次郎・物権法論「有斐閣・一九三〇年」一四一頁以下、袖木馨=高木多喜男・判例物権法総論「補訂版」「有斐閣・一九七一年」三三五頁・三三七頁。

(五) 於保・注(1)一七〇頁以下・一九一頁以下、田中・注(3)注民(7)四一頁以下、同・注(1)民法学2一五〇頁以下、同「わが民法における占有の法的地位—現実的物支配と觀念的物支配との関連—」占有論の研究「有斐閣・一九七五年」一一七頁(初出: 法と政治の諸問題・大阪大学法学部創立10周年記念論文集「一九六〇年」)、原島重義ほか・民法講義2「物権」「有斐閣・一九七七年」一四四頁・一七八頁以下「田中整爾」、稻本・注(1)民法II二〇四頁、同・注(1)川島編・注釈民法(7)一頁以下、川島武宜・所有権法の理論「岩波書店・一九四九年」一六八頁、同・民法I「総論・物権」「有斐閣・一九六〇年」一一三頁、星野英一・民法概論II「物権・担保物権」「良書普及会・一九七六年」八一頁以下、水辺芳郎「占有制度」星野英一編・民法講座2「有斐閣・一九八四年」二六五頁。

Vgl. Hedinger, N.1, S.13; Mühl, N.1, Vor §§854 Rdz.6(S. 32) u. §§854 Rdz.4(S. 37); Joost, N.2, Vor §§854 Rdz. 2 (S. 25); Wolff Raiser, Sachenrecht, 10.Aufl., 1957, S.18f.; Baur, Lehrbuch des Sachenrechts, 13.Aufl., 1985, S.49; Bund, in: Staudingers Kommentar zum BGB, 3. Buch, 13.Aufl., 1995, Vorber. zu §§854ff. Rdz. 22ff. (S.73f.) u. Rdz. 34ff. (S.76ff.).

III 占有と占有権・占有(権)の効力の三者が混同されてしまうために、従来の占有論を読み、立法例を見ても、占有権の法理を考える上、「五里霧中」彷徨スルノ感<sup>(六)</sup>がするといふ論評<sup>(七)</sup>があるが、この批評は今日の占有論に対しても当てはあるであらへ。

といふのは、占有権は占有という法律事実を法律要件として生ずる法律効果であり、この一個の物権から民法一八八条以下に規定されているような諸々の法律的効果が流出して来るとする見解が有力であるが、これに対しても次

のような捉え方も主張されている。

例えば、民法一八八条以下の法律的諸効果は、占有という事実それ自体に与えられたものとして法律構成すれば十分であり、それら諸効果のうちで占有訴権のみが占有権の固有本來的な内容、ないし本來的な効果であるとか、占有訴権による保護の前提として占有権を位置づけたり、占有訴権によつて法的に保障されて占有を継続しうべき権利、ないし占有訴権によつて保護された「物の利用」を占有権と認める見解も有力に主張されている。かと思うと、民法一八八条以下の諸効果を発生させる統一的な源泉としての権原として想定される権利が占有権と呼ばれているとする捉え方も見られる。<sup>(二三)</sup>

このように、占有と占有権や、その効果との区別・連関づけは、今日の学説においても明確にされているとは言ひ難い状況にあり、「占有権とはどのような権利か」という問題は、ますます理解し難くなつてゐる。

注(六) 岡村玄治「占有権ノ本体(一)」法学協会雑誌三九巻九号(一九二一年)二頁以下。なお、岡村玄治「占有権ノ本体(二・完)」法協三九巻一〇号(一九二一年)三三頁以下。

因に、水辺・注(五)講座2二六五頁・二九四頁、同「占有制度」法学教室五五号(一九八五年)三九頁は、占有と占有権との関係は必ずしも明瞭ではないし「同旨、星野・注(五)八一頁」、両者を区別することに意味があるのかどうか、問題があるとされる。

(七) 末川・注(二)物権法一七九頁・一八四頁、妻・有泉・注(三)四五六頁・四六〇頁・四六一頁、末弘巖太郎・物権法上巻「有斐閣・一九二二年」二〇〇頁以下・二三二頁以下。

(八) 舟橋・注(三)二七七頁。

(九) 於保・注(一)一七〇頁・一九三頁、田中・注(三)注民(7)四三頁、同・注(五)講義2一四八頁・一七九頁、同・注(五)「わが民法」一二七頁・一二九頁、同「占有訴権の機能的変化と占有」注(五)占有論の研究六七頁以下(初出・阪大法学二三号「一九五五年」)。同旨、好美清光「占有権の機能」法学教室第一期四号(一九六二年)一二二頁。

(1) ○ 稲本・注(1)民法II四九頁以下・110四頁・113九頁、同・注(5)注民(7)1頁・11頁以下、川島・注(5)理論一六二頁・一六八頁 同・注(5)民法I一三頁・一八頁・113頁、松本輝男・注(3)川島編・注私民法(7)100頁。

(1) 一 山中康雄・占有の理論「日本評論新社・一九五一年」四一頁。

(1) 二 川島・注(5)理論一六八頁、稻本・注(5)注民(7)11頁。

(1) 三 舟橋・注(3)三〇〇頁、稻本・注(5)注民(7)10頁、榎 榎次・物權法I「有斐閣・一九七一年」1110頁。

なお、梅 謙次郎・民法要義卷之二 物權編「有斐閣書房・一九一六年」119頁は「本章ニ占有權ト謂ベルハ法律カ占有ヲ保護スル為メニ専フル斯ノ一切ノ權利ヲ總括シタルモノナリ」とした後で、自説を展開してくる。

Vgl. Hedinger, N.I., S.54f.; Eichler, Institutionen des Sachenrechts, Bd.2, Halbband I, 1957, S.4. 但し、占有を権利とは解かない点が異なる。

四 占有論は民法学における「迷宮(ラビリンス)」といわれている。<sup>(4)</sup>占有論に取り組むと、その出口はもとより、中の通路どころか、「どうから踏み込んでいけばよいのか、その入口さえ見えないような観を呈しており、「占有権とはどのような権利か」という問題について、一義的に明確な答が出されていないのも当然といえそうである。

しかし、占有制度は人間の社会生活に必要と考えられたからこそ、創り出されたものである。だとすれば、所有権などの本権と同じように、占有権の内部構造を論理的に解明できないことはないはずである。<sup>(5)</sup>

にも拘らず、占有権の論理構造や占有権の存在理由・存在根拠について、分かり易くて説得力のある理論が形成されていないのは、この問題に接近する方法を見出せないまま、従来の学説を無反省に受け継ぐに止まるか、従来の学説に部分的・表面的な批判を加えた程度の新説しか展開されていないからであろう。

そうであるとすれば、これまでに唱えられて来た様々な学説に学び、その正当な部分を受け継ぎながら、占有制度の全体像を把握することを可能にする、新しい接近方法が必要になる。

注(一四) 末川・注(一)物権法一七九頁、同・注(二)「代理占有論」七三頁、同「占有と所有のあいだ」注(一)法律論文集Ⅳ四七頁以下（初出・立命館法学三九号・四〇号〔一九六一年〕）、同「判例よりみた占有論の迷宮」注(一)法律論文集Ⅳ四九頁・五一頁・五四頁・五九頁（初出・民商法雑誌三一卷六号〔一九五五年〕）、於保・注(二)一六四頁、田中・注(五)講義2一四三頁、同「代理占有」注(五)占有論の研究二七六頁（初出・総合判例研究叢書・民法<sup>(24)</sup>「有斐閣・一九六四年」）、水辺・注(五)講座2二九四頁、同・注(六)法教五五号三九頁、藤原弘道「占有訴權の訴訟上の機能と仮処分」時効と占有「日本評論社・一九八五年」二五一頁（初出・末川先生追憶論集・法と権利<sup>3</sup>・民商法雑誌七八巻臨時増刊号〔一九七八年〕）、同・時効と占有あとがき二七四頁など。

(一五) 結果同旨、石田喜久夫・口述物権法〔成文堂・一九八二年〕二三二頁。但し、存在Seinと當為Sollenの區別・連関性の捉え方が、私見（第二章七節参照）とは全く異なっている

五 そこで本稿は、法現象を本質・実体・現象形態の三つの次元に分解した上で、それを総合することによって、その法現象の全体像を把握するとともに、その法現象に近い別の法現象と対比し、兩者を区別・連関づけることによつて、その法現象の特質を浮き彫りにせんとする私の方法論<sup>(25)</sup>を用いて、占有論という「迷宮」の内部構造を論理的に把握しようとするものである。

つまり、まず最初は占有権だけを取り上げて、その論理構造を探った上で、次に占有権と所有権を財産法体系の中に位置づけることによつて、兩者を区別・連関づけ、占有権の特質や存在理由・存在根拠を擱んだ後に、「占有権の觀念化」について考察して、「迷宮」から抜け出す試みをしようというわけである。

したがつて、本稿は占有論という難問題に挑むことにより、私の方法論の有効性を試すことを第一の目標にしている。そして、これまでには所有権を中心に考察して來た私なり物権法の基礎理論構築作業に一段落をつけるとともに、私の企業構造論や、私法における「人」の存在構造論において展開している仮説<sup>(26)</sup>を基礎づけ、強固なものにする作業という意味を有している。

というのは、右の仮説において、個々の権利・義務を有機的・組織的に一体化して支配・管理している営業財産や生存財産を、法律学から見た「企業」や「人」の実体の静態的側面を成すものと解し、これらの財産に対する権利、即ち営業財産権や生存財産権の法的性質を占有権に近いもの（最広義の占有権）と解しているからである。

注(一六) 拙著・企業と団体の基礎法理〔成文堂・一九八九年〕一頁以下参照。

(一七) この仮説については、第三章二節において要約して述べるが、より詳しく述べるが、拙稿「法律学から見た『企業』の内部構造—株式会社の法的構造(一)」佐賀大学経済論集一二巻三号(一九八〇年)一頁以下、同「共同相続財産の『二重の共有』論について(甲)－共有と合有・補論三(甲)」佐賀二八巻五号(一九九六年)八一頁以下、同「一人会社の社団性(上)－株式会社の法的構造六の(上)－」佐賀三〇巻五号(一九九八年)一三五頁以下、同「職業選択の自由・営業の自由・財産権の自由の区別・連関性(二)－いわゆる『営業の自由論争』を参考にして－」佐賀三二巻三号(一九九九年)一一四頁以下。

## 二 占有权の論理構造(一) 占有权の事実性と規範性

一 民法一八〇条は「占有権ハ自己ノ為メニスル意思ヲ以テ物ヲ所持スルニ因リテ之ヲ取得ス」と規定している。そして、これに対応する形で、二〇三条本文において「占有権ハ占有者カ占有ノ意思ヲ抛棄シ又ハ占有物ノ所持ヲ失フニ因リテ消滅ス」と定めている。

日本民法の下では「自己ノ為メニスル意思」と「物ノ所持」とが占有権の成立要件とされており、右の両要素が備わるところに、単なる物の所持とは異なつた占有が認められ、この占有を法律要件として、占有権という法律効果が発生する反面、そのいづれかの要素を欠くに至れば占有権は消滅することになる。

ところで、占有権の成立要件については、ドイツ普通法学時代に大いに論争されたところである。<sup>(一八)</sup> 物を所持する

こと（体素）のほかに、何らかの特別の意思（心素）を要求する立場は主觀説と呼ばれているが、日本民法が採用する「自己ノ為ミニスル意思」説は、デルンブルグ<sup>(二九)</sup>などによって唱えられた見解であり、主觀説の最後の段階に位置するものである。

それ以前には、所有者として支配する意思を要するとする説や、事実上すべての方向において物を支配する意思が必要であるとする説<sup>(二〇)</sup>が、有力な学説であった。

しかし、主觀説によるときは、占有者の内心の意思は刻々と変化するだけではなく、第三者からは意思の有無を知ることが出来ない。のみならず、占有者自身でさえも意思の立証は困難である、という難点を有していると批判されている<sup>(二一)</sup>。

そこで、占有権の成立要件として、このような特別の意思を要求するのは妥当ではなく、物を所持する意思がありさえすれば、物の経済的利用という利益の享受を保護する要件として十分であるとする、イエーリングの客觀説が登場するに至つた<sup>(二二)</sup>。

この客觀説において、所持意思は物を所持することの構成分子として所持自体の中に体現されており、意思を所持とは別個独立の要素とは解さないだけでなく、物の所持があれば占有権が成立するのが原則であり、物を所持しているにも拘らず占有権の成立が認められないのは、法律の規定により障碍が設けられている場合の例外である。したがつて、この例外を主張する側に、障碍の存在につき立証責任があるとしている。

このような客觀説に対して、物が或る人の支配領域内に存在しているという、純粹に客觀的な事実的支配状態がありさえすれば、占有が成立し、物を所持する意思是不要であるとする純客觀説<sup>(二四)</sup>が唱えられている。この説によれば、右のように考える方が、物の取得行為がない場合にも占有の成立を認めることが出来るし、意思無能力者や法人の占有をも直接・無条件に認めることが出来るので、妥当であるとする。

(一) メイツにおける占有学説の変遷については、岩田・注(1) 11頁以下、石坂・注(1)五〇六頁以下、末川・注(1)物權法 185頁以下、岡松・注(1)111頁以下、我妻一有泉・注(1)四六二頁以下、舟橋・注(1)178頁以下、石田(文)・注(4)1111頁以下。

Hedinger, N.1., S.22ff; Bund, N.5, Vorbem.zu §§854ff.Rdz.6ff. (S.66f.); v. Jhering, Über den Grund des Besitzesschutzes, eine Revision der Lehre vom Besitz, 2.Aufl., 1869, S.5ff; Derselb, Der Besitzwillen, zugleich eine Kritik der herrschenden juristischen Methode, 1889, S.246ff.

(1) 犀牛

Derunburg, Pandekten, Bd.1, 1884, S. 392ff. zit. von Jhering, N.18, Besitzwillen, S. 262. 犀牛・注(1) 1111頁以下。

(1) ○ v. Savigny, Das Recht des Besitzes : ein civilistische Abhandlung, 1803, §9 u. §§13ff. (7.Aufl., 1864).  
な好、サヴィニヤーの占拠権に対するカハーネの影響は〇%。 Sokolowski, Der Besitz im klassischen Recht und dem deutschen bürgerlichen Gesetz, 1907, S.218ff.

(1) 111) Windscheid, Lehrbuch des Pandekten, Bd.1, 1862, §149 (Windscheid-Kipp, 9.Aufl., 1906).

(1) 111) 主觀説の難点は「代理占有論」、即田・注(1)六五頁以下、石坂・注(1)五111頁以下、未三・注(1)物權法 188頁以下、同・注(1)「代理占有論」九五頁以下、我妻一有泉・注(1)四六二頁以下、水辺・注(1)講座2 179頁以下、山中・注(1)111)「因頁以下」、田中整爾「客觀説による解釈」注(5)「占有論の研究」五111頁以下(初出・民商法雑誌)八卷四号「一九五九年」・私法二二号「一九五九年」、三田 晟「メイツ民法における占有の取得と意思(1)」法学協会雑誌五八卷一号(一九四〇年)四八頁以下。

(1) 111) イドーランダの客觀説については、Hedinger, N.1.S. 31ff; Jhering, N.18, Besitzwillen, S. 8ff. 犀牛・注(1)九11頁以下・11011頁以下・1148頁以下、同「占有理論—ヰルヘルム・イドーランダ教授の占有思想論の批評」—法学協会雑誌四七卷九号(一九二七年)四五頁以下、石坂・注(1)五一四頁以下、田中・注(1)「客觀説」1111頁、未三 博「イドーランダの占有思想論」注(1) 法律論文集Ⅳ六〇頁以下(初出・京都法學小雑誌)三卷五号「一九一八年」)。

(1) 111) 純客觀説については、Bekker, Zur Reform des Besitzrechts, Jherings Jahrbücher Bd. 30, 1891, S.318ff. 犀牛・注(1)1111頁以下、石坂・注(1) 1111頁以下、末川・注(1)物權法 186頁、我妻一有泉・注(1)四六二頁、舟橋・注(1)1111頁以下、石田(文)・注(4)1111頁以下。

二 ドイツ普通法時代の占有権論争は、ローマ法源の解釈をめぐる論争という形をとっている。しかし、ドイツにおける占有理論が主觀説から客觀説へ、さらには純客觀説へと展開されて行つたのは、理論に内在している矛盾や欠陥に突き動かされて、理論そのものが要請した發展<sup>(二五)</sup>というよりも、むしろ次ののような社会事情が契機となつている。

つまり、「売買は賃貸借を破る」というローマ法の原則の下で、土地や建物の買主によつて、前主からの賃借人が不法占有者として追い立てられることから保護するために、占有権に着目して、占有の成立要件を緩やかに構成することにより、占有訴權（占有保護請求権）による救済の途を提供せんという目的の下に、イエーリングの客觀説は考収出されたのである。<sup>(二六)</sup>

そうであるとするならば、「占有権とはどのような権利か」という問題を理論的に解明するためには、右の諸学説のうち、いずれを手がかりにしたらよいのかという先決問題を理論的に決めることが困難になる。<sup>(二七)</sup>

あるいは、主觀説のうち、所有者意思説や全面的支配意思説は、所有権者の自主占有や盜人の占有権を説明したり、「所有ノ意思」を以て占有するところに所有権の取得が認められる時効取得（民一六二条一項・二項）や、無主物先占（民二三九条一項）の説明には適合するであろう。しかし、地上権者や賃借人のみならず、受寄者等にも占有権を認めていた今日の理論状況を前提にするとき、これらの説をモデルにすることは適切ではない。

のみならず、これらの説では、物を現実に支配・管理しているところに認められる占有権と、物を排他的に支配する意思を本質とし、排他的支配力という实体を媒介として、物を排他的に支配しうる権能という姿をとつて現われる所有権との関連性の方に重きが置かれる反面、占有権と所有権との区別が軽視されることになり、所有権と区別・連関づけることによつて占有権の特質を浮き彫りにする手がかりを得ることが難かしくなる。<sup>(二八)</sup>

他方、右のような主觀説とは対極にあつて、所持意思さえも不要とする純客觀説についても種々の難点が指摘さ

れている<sup>(三一)</sup>が、人が関与してもいなければ、関知さえしていないにも拘らず、その人の支配領域に物が存在しているというだけのことと、占有(權)の成立を認めるところに、この説の最大の特徴があると同時に、最大の難点がある。例えば、民一九一条・三一三条一項・七一七条・七一八条一項)。したがつて、私的自治の原則、即ち自己決定・自己責任を原則とする近代法の下では、物の所持という事実を基礎にする占有權といえども、本人の意思に関わりなく成立するのは特例であり、このような特例を認めるためには、その旨の規定を必要とする。<sup>(三二)</sup>

だとすれば、本人の意思を不問にして占有權の成立を認める純客観説は、近代法における権利の構造に即していない。まして、占有には義務を伴うことを考へると、意思を無視した構成をすることは、一層適切ではないこと<sup>(三三)</sup>になる。

このような批判に対し、賃借人や受寄者も占有訴權の保護を受ける近代法の下では、意思の要素は占有訴權に必要でなく、ドイツ民法が占有の要件として客観的な「物に対する支配」のみを要求する立場を採つたことは、占有訴權の近代的性格によるものとして、高く評価できるとする見解もある。<sup>(三四)</sup>

しかし、「占有權とはどのような権利なのか」を問ひ、その全体像を探る作業は、単に占有訴權によって保護される物支配の範囲を画する問題に止まるものではなく、占有訴權は占有權の全体構造の中で、どのような位置を占めているのかさえをも問う作業なのである。

したがつて、たとえ占有訴權に意思の要素は必要でないとしても、占有權そのものの成立や存続・消滅に意思の要素は必要でないのかどうか、を問うことから始めなければならないのである。

かくして、消去法で残るのは、「自己ノ為メニスル意思」説と所持意思を要件とする客観説ということになる。しかし、いずれの学説が占有權の存在構造を理論的に分析するモデルとして適切なのか、その理論的な決め手はない。

とはいへ、客観説をモデルにする場合には、所持意思のほかに「自己ノ為メニスル意思」を必要とするか否かについて、後から検討を加えることは出来る。しかし、「自己ノ為メニスル意思」説をモデルにする場合には、所持意思のほかに「自己ノ為メニスル意思」が必要であることの論証が先決問題となる。

にも拘らず、この点の論証なしに「自己ノ為メニスル意思」説をモデルに採用すると、客観説は占有理論として妥当か否か検証されないまま、一旦は分析対象から排除され、「自己ノ為メニスル意思」説が妥当ではないことが論証された後に、唯一残された学説として検討されることになる。

このようなことを考えると、まず客観説をモデルにして、占有権の論理構造を分析した上で、所持意思のほかに「自己ノ為メニスル意思」という要件も必要なのか、それが必要であるということになれば、「自己ノ為メニスル意思」とはどういう内容の意思と解すればよいのか、を検討することにしよう。

以上のような考えに基づいて、右のような順序を踏むことは、「自己ノ為メニスル意思」説に立つ日本民法を時代遅れと評し<sup>(二六)</sup>、この意思の要素を出来るだけ緩やかに解して、客観説に近づけようとする通説の態度は妥当か否かを検討する上でも適切であろう。

(二五) 富井・注(一)法協二八巻一号三一頁以下、石田(文)・注(四)二三五頁・二三九頁。

(二六) 岩田・注(一)一八一頁以下、水辺・注(五)講座2二六九頁・二九三頁、篠塚昭次「占有権論争について」論争民法学I「成文堂・一九七〇年」八九頁以下(初出・法学セミナー一〇九号「一九六五年」)。

(二七) 結果同旨、舟橋・注(二)二八五頁。なお、於保・注(二)一六八頁、林 良平・物權法〔有斐閣・一九五六〕一四七頁以下。

(二八) 稲本・注(五)注民(7)一二頁によると、旧民法のモデルとなつたフランス民法において所有者意思が要求されるのは、取得時効の要件(仮民二二二九条)としての占有についてである。

(二) 所有権を本質・実体・現象形態の三つの次元に分けた上で、これを総合して、その全体像を把握せんとする私の見解に

ついては、拙稿「所有権の論理構造—財産法における権利の構造(一)」佐賀大学経済論集一〇巻四号(一九八七年)六五頁以下、同「所有権に基づく妨害排除請求権—財産法における権利の構造(二)」佐賀二一巻三号(一九八八年)一〇五頁以下。

(二) 所有者意思説や全面的支配意思説に対する批判については、岩田・注(二)二〇〇頁以下、石坂・注(一)五三五頁以下、Jhering, N.18, Besitzesschutzes, S.160ff; Derselb, N.18, Besitzwillie, S.321ff.

(二) 純客觀説に対する批判については、田中・注(五)講義二一四七頁以下・一五一頁以下、同・注(二)「客觀説」一四四頁以下・一六一頁以下、水辺・注(五)講座二一九三頁、同・注(六)法教五五号三六頁、山田 晟「ドイツ民法における占有の取得と意思(一)」法学協会雑誌五七巻二二号(一九三九年)四頁以下、同「ドイツ民法における占有の取得と意思(二)・完」法協五八巻四号(一九四〇年)四〇頁・五四頁。

(二) ドイツ民法において例外的に意思と関わりなく占有権が認められる場合につき、山田・注(二)法協五八巻一号三四四頁以下。

(二) 結果同上、稻本・注(二)民法II一五七頁、水辺・注(六)法教五五号三六頁、山田・注(二)法協五八巻一号三四四頁注(二)二二)。

(三) 川島・注(五)理論一六六頁以下、同・注(五)民法I一三三頁。

(三) 因に、伊藤滋夫「民事占有試論(上)—占有の要件についての一考察—」ジュリスト一〇五八号(一九九四年)七六頁・七八頁・七九頁注(6)、同「民事占有試論(下)—占有の要件についての一考察—」ジュリスト一〇六〇号(一九九五年)九三頁は、実務上、占有が大きな問題となるのは、占有訴権に関してではなく、義務の発生根拠としてであるから、占有論は権利の面からだけでなく、義務負担機能の面からも考察すべき」とを強調される。

(三) 我妻一有泉・注(三)四六四頁。なお、岩田 新「占有制度に於けるローマ法とゲルマン法との交流—占有理論の序論—」法學新報四一巻一号(一九三一年)三六頁。

(三) 末川・注(一)物權法一八八頁以下、於保・注(一)一七一頁・一七三頁以下、我妻一有泉・注(二)四六五頁・四六七頁、稻本・注(二)民法II二一〇頁、同・注(五)注民(7)一九頁、石田(文)・注(四)三四八頁以下、柚木一高木・注(四)三三三頁以下・三四四二頁、末弘・注(七)一〇八頁以下など。

三 占有権が成立するためには、物を所持する意思があれば足り、それ以外に「自己ノ為ニスル意思」のような特別の意思を必要とはしないとする客觀説をモデルにし、第一章五節で述べた私の方法論を適用して、占有権の存在構造を考察すると次のようになる。

即ち、占有権の本質は「物を現実に支配し、管理する意思」である。この意思は単に内心の意思として存在すれば足るものではない。それは、社会的に承認されることによって、「物を現実に支配し、管理する意思」を「物を現実に支配し、管理する力」として発現させることを許容されることになる。つまり、現実に物を支配・管理している状態が第三者によって侵害されたときに、自力救済や占有訴權<sup>(三八)</sup>ないし占有保護請求權<sup>(三九)</sup>として侵害者に働きかけることを基礎づける。

というのは、「物を現実に支配し、管理する意思」が世間から承認されると、物を現実に支配・管理していない者は、たとえ所有権者といえども、他人が物を現実に支配・管理している状態を侵害してはならないという、不可侵義務を先ずは社会規範によつて課され、國家規範によつて追認されるからである。

にも拘らず、物を現実に支配し、管理している状態が侵害されたときには、物を現実に支配・管理している者がないし支配・管理していた者は、侵害者に対して侵害の予防や排除を請求したり、侵奪された物の返還を請求することが出来るだけでなく、相手方が請求に応じない場合には、一定の限度内で自力救済をすることが出来る<sup>(三九)</sup>し、その限度を越えざるをえない場合には、裁判所の手を借りて原状の維持・回復を図ることが出来る。

このような請求権や自力救済権は、「物を現実に支配し、管理する意思」（占有権の本質）が社会的に承認されて、その所持者に付与された「物を現実に支配し、管理する力」が他者による侵害を契機にして具体的に発動した姿であり、この「現実的支配・管理力」が占有権の実体をなしている。

そして、この「現実的支配・管理力」が占有権の実体として占有権に内在しているからこそ、「物を現実に支配

し、管理している状態」を維持・回復したり、継続することが出来るのであり、「物を現実に支配し、管理している状態」を維持・継続できることが占有権の現象形態をなす。

要するに、「物を現実に支配し、管理する意思」という占有権の本質は、「物を現実に支配し、管理する力」という実体に媒介されることにより、「物を現実に支配し、管理することが出来る権能」という姿をとつて表面に現われるるのである。

右に述べた占有権の論理構造を、所有権の論理構造と対比して、図式化して整理すると、次のようになる。

	本 質	実 体	現 象 形 態
占有権	特定の物を現実に支配し、管理する意思	現実的支配・管理力	特定の物を現実に支配し、管理する権能
所有権	特定の物を排他的に支配する意思	排他的支配力	特定の物を自由に使用・収益・処分する権能

因に、わが国において占有権に関する専門的な研究の先駆的業績を残された岩田博士は、占有権を物権とするのであれば、その能権的な内容を不問に付すべきではないし、能権と支配権と物上請求権の三者を明確に区別する必要があるが、従来の学説はこの点が十分に解明されておらず、そのいづれを以て物権の内容と見るのか、すこぶる不明瞭であるとされる。<sup>(四〇)</sup>

博士の見解は私見と通じ合うところがあるが、右の三者、さらには意思の要素との連関づけに欠けている。そのため、イエーリング説の紹介の詳細さを含めて、博士の著書の分厚さにも拘らず、「占有権とはどのような権利なのか」、その全体像は全く明らかになっていない。

注(三八) 「占有訴権」という表現は訴権法的構成の名残を留めている。したがって、実体法上の権利であることを示すために、「占有請求権」とか「占有保護請求権」という表現（Vgl. §§§861—864 BGB）を用いる説もある。例えば、星野・注(五)九九頁、

三ヶ月 章「占有訴訟の現代的意義—民法二〇一条一項の比較法的・系譜的考察—」民事訴訟法研究第三卷「有斐閣」一九六六年】五〇頁（初出・法学協会雑誌七九巻二号「一九六二年」）、広中俊雄・注(三)川島編・注釈民法(7)一七九頁（民法論集「東京大学出版会・一九七一年」に収録）、同・物権法「青林書院新社・一九八五年」三一七頁、鈴木禄爾・物権法講義「創文社・一九八五年」五二頁。なお、稻本・注(三)民法II二三九頁。

(三九) 日本民法は、ドイツ民法八五九条・八六〇条のように、占有者や占有補助者の自力救済に関する規定を設けてはいない。しかし、占有制度の本質的要求という実質的理由と、民法七二〇条、刑法三六条・三七条・二三八条、刑事訴訟法二一三条を形式的な根拠にして、これを認めるのが、最近では一般的になっている〔広中・注(三八)注民(7)一七九頁〕。

なお、從来の学説・判例については、明石三郎・自力救済の研究・増補版「有斐閣・一九七八年」二七一頁以下・三一七頁以下、谷口知平・石田喜久夫編・新版注釈民法(1)「有斐閣・一九八八年」二〇五頁以下「安永正昭」。

(四〇) 岩田・注(一)八五五頁以下、同・注(二)法協四七巻一一号六、五頁以下。

四 「物を現実的に支配し、管理する意思」は占有権の本質をなす。したがって、この意思が存在しなければ占有権は成立しないし、存続することは出来ない。<sup>(四一)</sup>つまり、占有権が一旦は発生しても、その後、この意思を放棄すれば占有権は消滅する（民二〇三条本文）。

とはいえ、この意思は人の内心に存在していたり、内心において放棄すれば、占有権が発生したり、消滅するわけではなく、物を現実に支配し、管理している事実の有無を介して社会に表示され、それが社会に承認されることによって、占有権は成立したり消滅するのである。

したがって、他者の占有物を盗んだ場合、その時点では未だ盗人の占有権は成立しておらず、被害者は自力で取り戻すことが出来る。というのは、被害者の「現実的支配・管理意思」に対する社会的承認の効力、即ち占有権の

実体をなす「現実的支配・管理力」が持続されている反面、盜人の「現実的支配・管理意思」は未だ社会的承認を得ていなかつたが故に、盜人は占有権を取得していなかつたからである。

ここに述べた事態について、従来の学説は「所持」の問題として説明している。つまり、通説によれば、所持とは社会観念上、ある人の支配圏内に物が置かれていて、他人の干渉を排除していると見られる客観的な関係、ないし状態であり<sup>(四三)</sup>、先の盜人の場合、物に対する支配が所持と呼ぶには余りにも弱く、不確定なものであるが故に、占有権を取得しないと説かれている。<sup>(四四)</sup>

しかし、ここに言われている「所持」は、単に人と物との関係を客観的に捉えているにすぎず、権利は人と人の社会的関係の中において承認され、根拠づけられる規範の世界における観念的な存在であることが表に現わされていない。<sup>(四五)</sup>

つまり、占有権も所有権と同じように、「人と物との関係」をめぐる「人と人との関係」であり、「人と物との関係」が社会的に承認されているところに権利は成立することを、明らかにする必要がある。<sup>(四五)</sup>通説のいう「所持」の社会観念とは、人が物を支配していることの社会的承認であり、規範による根拠づけを得ている状態として捉えなければならない。<sup>(四六)</sup>

物を現実に支配し、管理する意思は、従来の主觀説がいうように、所持という体素とは別個独立の心素として、占有ないし占有権の構成要件をなすものではない。かといって、客觀説や純客觀説がいうように、所持の中に吸収されたり、解消されていくのではなく、物を支配・管理しているという事実の中に体現され、物を支配・管理しているという事実を通して客觀的に表現されているのである。<sup>(四七)</sup>

つまり、客觀的に見て物がある人の支配・管理下に置かれている状態にある場合には、その人は占有権の本質をなす「現実的支配・管理意思」をもつて、その物を支配・管理しているのが通常の姿である。したがつて、彼に占

有権があることを肯定する側が、彼に「現実的支配・管理意思」のあることを主張・立証する必要はない。むしろ、逆に彼の占有権を否定する側において、この意思が存在しないが故に占有権は成立していないことを、主張・立証する必要がある。<sup>(五二)</sup>

要するに、物を現実に支配し管理する意思は一般的・潜在的意思で足り<sup>(五三)</sup>、この意思をもつて物を現実に支配・管理しているか否かは、占有取得原因（占有の権原）によつて推定されるから<sup>(五四)</sup>、この推定を覆えず側において意思の不存在を証明する必要がある。

例えば、郵便受けに配達されている郵便物が、この郵便受けを設置して利用している人の支配・管理下にあると認められるのは、この人は自己に宛てられた郵便物を受領する意思をもつて郵便受けを設置し利用しているからである。

にも拘らず、この郵便受けに「ごみ」が投げ込まれている場合、郵便受けの設置者には、そのような物を受領する意思を有していないのが通例である。したがつて、彼にはこの「ごみ」を支配・管理する意思はないと推定されるのであり、彼にはこの「ごみ」を支配・管理する意思があると主張する側において、そのことを立証する必要がある。このように、占有権は「物を現実に支配し管理する意思」が、物の支配・管理という事実を通して、社会的に承認されるところに成立するのである。したがつて、その消滅原因の一つである意思の放棄（民二〇三条本文）も、占有者の内心において行うだけでは足りず、これまで支配・管理していた物を放棄することによつて、支配・管理意思を放棄したことを、社会に対して示さなければならないのである。<sup>(五五)</sup>

### 占有権とはどのような権利か（一）

注(四一) 反対、舟橋・注(三)二八一頁・二八六頁、川島・注(五)理論一六七頁、同・注(五)民法I一一四頁、稻本・注(五)注民(7)一九頁、松本・注(一〇)注民(7)二〇三頁・二〇四頁。

(7)

なお、稻本・注(五)注民(7)一三頁は川島説・舟橋説を、「占有における「意思」の要素は本質的規定概念ではないとする見解とされる。

これに対し、我妻＝有泉・注(11)四六五頁、田中・注(一四)「代理占有」三〇一頁・三三三頁、同・注(11)「客觀説」一四五頁・一六二頁以下、伊藤・注(三五)ジュリ一〇五八号七八頁・八〇頁は、「意思」の要素を無視する」とを批判、ないし疑問視される。

(四一) 同旨、末川・注(一)物權法一九二頁、石田(文)・注(四)一五一頁以下、田中・注(11)「客觀説」一四六頁、伊藤・注(三五)ジュリ一〇五八号八〇頁。

占有意思の存在は占有継続の要件ではないとする説として、末弘・注(七)一一三頁・一一一四頁・一二四五頁、我妻＝有泉・

注(11)五一七頁、柚木＝高木・注(四)三三五一頁、中島玉吉「占有要件論」民法論文集「金刺芳流堂・一九二二年」四三三三頁・四三六頁(初出・京都法学会誌八卷八号・九号・一〇号「一九二二年】)。

尤も、占有意思は積極的に放棄されるまでは継続するものとして取扱われるから、この議論に実際的な意味はない「舟橋・

注(三)二八八頁。同旨、於保・注(一)一七四頁】。

因に、占有意思のない占有(物の事実的支配)はありえない、とするのがドイツの通説である。Joost, N.2.,§854 Rdz.8 (S.33); Bund, N.5.,§854 Rdz.14 (S.91).

(四二) 末川・注(一)物權法一八八頁、我妻＝有泉・注(三)四六五頁、舟橋・注(11)一七九頁以下、石田(文)・注(四)一五六頁、

柚木＝高木・注(四)三三九頁、末弘・注(七)一〇一頁以下など。

因に、ドイツの通説は八五四条の「物の事実的支配」を取引上の通念によつて決めるとしているが、アノンが「これでは何も言つていないと同じことであり、危険で空疎な形式にすぎないと評してゐる。Bund, N.5.,§854 Rdz.6 (S.89)。

(四三) 伊藤・注(三五)ジュリ一〇五八号八七頁。

(四五) 拙稿・注(一九)佐賀二〇卷四号八九頁以下。

なお、末川・注(一四)「占有と所有」四一頁・四七頁には、このような趣旨が示されているが、本章七節において検討するよう、末川説には占有権の存在構造の論理的解明が欠けていたために、占有論を「迷宮」と感じられたのではないだろうかと思われる。

(四六) 因に、岩田・注(一)八五三頁は、占有理論は占有の心素の要否や体素の認定に関して、社会観念説に落ち着くほかはなかつたが、それは畢竟、現代の法が占有と認めるものが占有であるという意味であつて、占有理論は一寸も片付かなかつた

とれる。一部同上、田中・注(九)「占有訴権」三〇頁。

(四七) 田中・注(五)講義2一五二頁、同「民法一八五条の解釈」注(五)占有論の研究一九一頁（初出・阪大法学五九—六〇合併号「一九六六年」）。

(四八) 舟橋・注(三)一八六頁・一八七頁・一八八頁、川島・注(五)理論一六七頁、水辺・注(五)講座2一七九頁、同・注(六)法教五五号三六頁。

(四九) 同上、末川・注(一)物権法一九一頁、同・注(一)「代理占有論」九六頁、石田(文)・注(四)一五二頁以下、中島・注(四一)四五二頁以下。

なお、客觀説からすれば、所持意思は所持に客觀化され、所持は所持意思の発現である〔田中・注(五)講義2一五二頁・一六〇頁、同・注(一)「客觀説」一四六頁・一四八頁以下・一五五頁以下・一六九頁、同・注(四七)「民法」八五条〕一八五頁・一〇九頁〕。

(五〇) 同上、田中・注(一)「客觀説」一四九頁以下。

(五一) 伊藤・注(三)五〇六〇号九〇頁。

(五一) 末川・注(一)物権法一九一頁、於保・注(一)一七四頁、我妻・有泉・注(三)四六八頁、石田(文)・注(四)一五〇頁、山田・注(一)法協五八卷一号三三頁・三四頁、林・注(一)一五二頁、中島・注(四二)四四六頁など。これに対し、石坂・注(一)五八九頁、山中・注(一)一五〇頁・二六頁は、意思を擬制するものであり、意思を必要しないとの選ぶといふではないと批判される。

なお、マイクにおいても所持意思、事實的支配意思は一般的なものとするのが通説である。Mühl, N.1.,§854 Rdz.8 (S.38f.); Joost, N.2.,§854 Rdz.10 (S.34), Bund, N.5.,§854 Rdz.18 (S.92f.).

(五〇) ジュバは解するのが通説となる〔釋本・注(五)注民(7)一〇三頁〕。

(五四) 同上、於保・注(一)一七四頁、末弘・注(七)一〇九頁以下、林・注(一)一五二頁。なお、田中・注(五)講義2一五一頁、同・注(一)「客觀説」一五二頁。

(五五) ジュバは解するが、我が國およびマイクにおける通説もある〔松本・注(一)注民(7)一〇三頁〕。Mühl, N.1.,§856 Rdz.4 (S.47f.); Bund, N.5.,§856 Rdz.4ff. (S.119ff.). dagegen : Joost, N.2.,§856 Rdz.4 (S.49).]

五 民法一九七条以下は「占有の訴え」について規定しているが、この制度は「他人が占有している状態を侵害してはならない」という不可侵義務に違反する者がいる場合に、占有権の実体をなす「物を現実に支配し管理する力」が裁判所の手を借りて発動し、物を現実に支配し管理する権利である占有権が侵害されている状態から、侵害される前の「あるべき姿」に維持・回復させるために設けられている。

したがつて、占有訴権こそは占有権に内在している「現実的支配・管理力」が具体化した姿であり、その意味では占有権から流出する効力ということが出来る。そして、この占有訴権があるからこそ、占有権は「物を現実に支配し管理する権能」としての実をあげることが出来るのである。<sup>(五六)</sup>

尤も、占有訴権は仮処分と結びつく場合を除けば、今日ではさほど機能していないといわれており、その存在理由についても多様な見解が主張されているものの、決定的な理由は見出せない状況が続いている。とはいえ、物権的請求権が所有権を所有権として実効あらしめているように、占有訴権は占有権を占有権として実効あらしめる要素であり、これなくしては占有権は国家規範上の権利ではない。<sup>(五七)</sup>

というのは、権利はその内容（権能）を実現しえてこそ存在価値のあるものである。したがつて、占有権侵害が生じた場合、占有権に内在している「物を現実に支配し管理する力」を、裁判外における原状回復請求や自力救済という形で発動させることもある。<sup>(五八)</sup>

この裁判外の請求は国家規範以前に形成されている社会規範上の「占有権」を行使・実現するものであるが、侵害者が応じなければ実効性はないし、自力救済には限界があり、無制約に私力を行使できるわけではない。<sup>(五九)</sup> それだからこそ、この限界を乗り越えて、強制的に権利内容を実現させるために国家の司法制度が設けられ、「物を現実に支配し管理する力」を裁判所を介して発動する国家規範上の権利<sup>(六〇)</sup>として、占有訴権は用意されているのである。<sup>(六一)</sup>

そして、占有権の実体をなす「現実的支配・管理力」の発動として、自力救済権はもとより、占有訴権を行使し

## 占有権とはどのような権利か（一）

うる間は、たとえ占有物を侵奪されている場合であつても、侵奪者との間では被侵奪者の占有権は消滅しておらず、  
侵奪者が任意に物を返還するなり、被侵奪者が占有回収の訴えを起して勝訴し、物を取り戻すと、物は侵奪者に移  
転しなかつた、即ち被侵奪者の所持は継続していたことになり、対世的にも占有権は消滅しなかつたものとして取  
扱われる（民二〇三条但書<sup>〔六三〕</sup>）。

占有権から流出する占有訴権を行使しうる間は、被侵奪者は物を所持していないにも拘らず、侵奪者との間では  
占有権を有しているものとして取扱わざるをえないが、ここに、現実に物を支配・管理するところに認められたはずの占有権は矛盾を内在させることになり、占有権が觀念化する萌芽が潜んでいる。<sup>〔六四〕</sup>

ところで、侵奪者が侵奪物の占有を第三者に移転した場合、この第三者は物を侵奪したわけではない。それどころか、この第三者は占有権を承継取得したともいえるし、彼固有の占有権を原始取得したということもできる。したがつて、被侵奪者は右の第三者に對して占有回収の訴えを起すことは出来ない（民二〇〇条二項本文）。

しかし、右の第三者が侵奪の事実を知っている場合には、彼を保護する必要はないどころか、被侵奪者の方こそ保護に値する。したがつて、悪意の第三者は侵奪者と同じ立場に立たせて、彼に對しては被侵奪者が有していた「現実的支配・管理力」が及ぶことにしている。つまり、占有回収の訴えを提起することが出来るようにしている（民二〇〇条二項但書<sup>〔六五〕</sup>）。

なお、交互侵奪の場合、即ちAがBの占有物を侵奪した後、BがAからそれを奪還した場合に、AはBに對して占有回収の訴えを起して取戻せるか、という問題がある。肯定説と否定説とがある<sup>〔六六〕</sup>が、そのいずれを是とするかは、Bに認められている占有権に内在する「現実的支配・管理力」を、いつ・どのような形で発動させることが出来るのか、ということにかかっている。

つまり、①Bが社会規範によつて認められた「占有権」に基づく自力救済権を行使して、Aから取戻せる場合に

は、Bは国家規範以前に形成されている、社会規範によつて認められている「占有権」に内在している「現実的支配・管理力」を行使しうるわけであり、この段階では、Aには国家規範上の占有権はもとより、社会規範上の「占有権」さえ帰属していない。

これに対して、②Bは社会規範上の「占有権」に基づく自力救済権を行使することが不可能になり、国家規範によつて認められた占有訴権という形で「現実的支配・管理力」を行使するほかに手段がない段階に入つていれば、Bには国家規範上の占有権しか残つておらず、Aの側に社会規範上の「占有権」が帰属している。つまり、Aは社会規範上の「占有権」を原始取得している。したがつて、Bの奪還対してAの自力救済が許容される場合には、Aは社会規範上の「占有権」に内在している「現実的支配・管理力」を行使して、Bから取戻すことは出来る。

しかし、AにはBとの関係では国家規範上の占有権は認められていない。というのは、国家規範上の占有権は未だBの方に残つているからである。したがつて、Aが自力救済によって取戻せなかつた場合、Aには占有訴権行使するという途は未だ拓かれていない。それどころか、Aが自力救済としてBから取戻したとしても、Bは占有回収の訴によりAから取戻すことが出来る。

なお、③Aの侵奪後一年以内にBが占有回収の訴えを起さなかつた場合には、Bは国家規範上の占有権を完全に失うことになる（民二〇一条三項・二〇三条）。その反面、AはBに対しても国家規範上の占有権を主張することが出来るようになり、Bの奪還対して占有回収の訴えを提起しうる。

因に、右の①②③の区分は、占有侵奪に伴う旧事実から新事実への移行に關して、攬乱期—暫定期—確定期に分けた上で、それに応じて救済手段を區別される明石説<sup>(六七)</sup>に極めて近い。

これに対して、田中教授は、暫定期は攬乱期の中に含まれ、社会秩序内でなお旧事実状態の存続がみられていると解してよいから、被侵奪者は自力救済をなしうるとされる。そして、占有侵奪による新事実状態が確立し、自力

## 占有権とはどのような権利か（一）

救済の要件を満さなくなつたときに、占有ならびに占有権は確定的に消滅するが、その時期の問題と一年の出訴期間に服する占有回収訴権の規定とは無関係であつて、両者は交錯するものと解されている。<sup>(六九)</sup><sup>(七〇)</sup>

私見においても、Bが自力救済をなしうる①の段階において、Bは占有回収の訴えを提起することも出来るので、そういう意味において両者は交錯する。しかし、国家規範上の占有権が消滅すれば、それに内在している占有訴権も当然に発生しないことになるから、両者の交錯は考えられない。というのは、私見ではこの段階は③の段階であり、一年の出訴期間を経過して、国家規範上の占有権もAが取得しているからである。

したがつて、田中説のように、自力救済の要件は満さなくなつてゐるが、占有回収の訴えを起すことが出来るのは、私見では②の段階、即ちBの社会規範上の「占有権」は消滅したが、Aに対する関係で国家規範上の占有権は残存している段階ということになる。それ故に、②の段階を①の段階に吸収させるのではなく、両者は区別すべきであると考える。

なお、田中教授は、占有者の自力救済は占有訴権の限界を越えるものとされており<sup>(七一)</sup>、占有訴権が自力救済の限界を越えるための制度と解する私見とは逆になつてゐる。というのも、田中説において「占有訴権の限界」とは占有訴権の現実的機能に含まれている限界の問題として扱われており<sup>(七二)</sup>、私見のように、社会規範上の「占有権」に基づく自力救済権と国家規範上の占有権に基づく占有訴権との区別・連関づけの問題として考察されているわけではないからである。

注(五六) 占有訴権のみが占有権の本來的効果であるとする見解については、前掲・注(九)参照。

なお、山中・注(一一)四三頁・四五頁・七九頁は、占有訴権と善意占有者の果実收取権のみが占有権に基づいて生じた権利、即ち占有権の内容をなす権利であるが、占有権の本質的な権利内容をなすものは占有訴権であり、果実收取権は本質的

な権利内容をなすものではなく、偶然的な権利内容にすぎないとされる。

右の山中説は、占有権の実体と現象形態を区別しないで論じているが、果実收取権を占有権の内容となしえないことは次節で論じるとおりである。

因に、石田(喜)・注(一五)二五五頁は、山中説の掲げるもののほかに、権利適法の推定と家畜外動物の取得も本来の占有権の効力に加えられるが、これは占有という事実に付与された効果を見るべきである。

(五七) 於保・注(一)一七一頁、我妻・有泉・注(三)四八八頁以下、川島・注(五)理論一五三頁・一五六頁、田中・注(五)講義二一四六頁・一九二頁、三ヶ月・注(三八)六二頁以下、広中・注(三八)注民(一)一七九頁以下、同・注(三八)物権法三一九頁以下、鈴木・注(三八)物権法六一頁、同「占有訴権制度の存在理由」物権法の研究「創文社・一九七六年」三八七頁(初出・幾代通=鈴木禄爾=広中俊雄編・民法の基礎知識「有斐閣・一九六九年」)。

これに対して、星野・注(五)一〇〇頁は、占有訴権は自力救済禁止の原則の具体的手段である点に意義があるとされる。

Vgl. Bund, N.5,§858 Rdz.2 (S.138); Schwab, Sachenrecht, 20.Aufl.,1985,S.40.

(五八) 抽稿・注(一九)佐賀二〇巻四号九九頁以下。

(五九) いのよだな捉え方をする場合には、自力救済権(自力奪還権)は「占有権」に内在する効力といふことになる。回題、山中・注(一)四六頁・四七頁。Vgl. Sokolowski, N.20.,S. 240.

なお、末川・注(一)物権法二四九頁、同「占有訴権」注(一)法律論文集IV一三九頁(初出・民商法雑誌四巻四号・五号〔一九三六年〕)は、未だ新しい状態へ移りきらぬ、転化の過程における現存の占有の効力とされる。

(六〇) ドイツ民法ハ五九条の占有権に基づく自力救済権の成立要件については、明石・注(三九)一一一頁以下・三〇一頁Mühl, N.I.,§859 Rdz.4ff. (S. 58ff.); Joost, N.2, § 859 Rdz.5ff. (S. 64f.) u. Rdz.12ff. (S. 66); Bund, N.5,§859 Rdz. 7ff. (S. 159f.) u. Rdz.17ff. (S. 161ff.).

(六一) 市民社会と國家、したがつて社会規範と国家規範、社会規範上の「権利」と国家規範上の権利とを区別・連関づけて捉える私の見解については、抽稿・注(一九)佐賀二〇巻四号九四頁以下、同「社会規範と法規範—経済・國家・法の全体構造と法の内部構造」佐賀六巻一号(一九七三年)六九頁以下、同「所有権の内在的制約・外在的制約(二)―憲法二九条と民法二〇六条・二〇七条」佐賀三一巻六号(一九九九年)一六七頁以下、同「職業選択の自由・営業の自由・財産権の自由の区別・連関性(三)」――いわゆる「営業の自由論争」を参考にして――佐賀三二巻四号(一九九九年)一四四頁以下。

## 占有権とはどのような権利か（一）

(六一) 多くのテキストは、自力救済が禁止されているから、その代償として占有訴権が認められてゐるといつてゐる。例えば、末川・注(一)物権法一八三頁・二四七頁・二四九頁・二五〇頁、同・注(五九)「占有訴権」一三七頁、我妻一有泉・注(三一)五〇〇頁、田中・注(一四)「代理占有」三六九頁、石田(喜)・注(一五)「五五頁・二五六頁など。

しかし、自力救済は國家規範によつて禁止されているのではなく、成立要件が厳しく制約され、その行使に大きな限界があるにすぎない。

なお、いに述べてゐるのは単に表現の違ひに止まぬものではなく、自力救済と占有訴権の区別・連関性を考える上で、重要な点である。Vgl. Eichler, N.13., Bd. 2-1, S. 248; Sokolowski, N.20., S. 240; Schwab, N.57., S.32.

(六二) 民法二〇三条但書の解釈をめぐる諸学説は、田中・注(九)「占有訴権」一頁以下、松本・注(一〇)注民(七)一〇四頁。

なお、岡村・注(六)法協三九卷一〇号四〇頁は、二〇三条但書は占有喪失の事実なかりしものとする法意ではなく、「占有の効果を失わざらしものとする法意」とねらふ。

(六四) 鈴木・注(三八)物権法六八頁は「占有ないし占有権なるものは、事実にもとづいてゐるとはいえ、それ自身のうちに、觀念化されるべき指向を含む」とされる。

(六五) 民法二〇〇条二項の解釈をめぐる諸学説については、水辺・注(五)講座二一七四頁・二八七頁、同・注(六)法教五五号三八頁、広中・注(三八)物権法三四九頁以下。

(六六) 交互侵奪をめぐる判例、学説については、水辺・注(五)講座二一八六頁以下、同・注(六)法教五五号三八頁、広中・注(三八)注民(七)一九二頁、同・注(三八)物権法三五三頁以下。

因に、ドイツ民法八六一条二項は、不法占有者が瑕疵ある占有を取得後、一年以内に奪還された場合には、占有回収の請求をなしえないとしている。本条項については、Mühl, N.I., §861 Rdz. 6ff. (S. 62f.); Joost, N.2., §861 Rdz. 7ff. (S. 70f.); Bund, N.5., §861 Rdz. 12ff. (S. 171f.).

(六七) 明石・注(三九)一一〇頁、同「占有訴権」谷口知平=加藤一郎編・民法演習II物権〔有斐閣・一九五八年〕八四頁以下。

(六八) 田中・注(五)講義2一九五頁。

(六九) 田中・注(五)講義2一七七頁（なお、「一九五頁」）、同・注(九)「占有訴権」六八頁。

因に、田中教授は、この文脈において「占有の事實性」にこだわつておられるが、「占有権の規範性」を無視、ないし軽視するといふと、本章七節において末川説に關して指摘するようになるとになりかねない。

(七〇) 田中・注(五)講義2一七七頁・一九五頁。

(七一) 田中・注(五)講義2一九四頁。

(七二) 因に、田中・注(五)講義2一九二頁は「本権者に自力救済がみとめられるところに占有訴權の限界がある」とされる。

同旨、我妻一有泉・注(三)五〇一頁、舟橋・注(三)三一六頁。

六 「物を現実に支配し、管理している」という現在の状態を第三者から侵害されることなく、そのまま維持することができる権能が、占有権の現象形態である。つまり、占有権の本質である「物を現実に支配し、管理する意思」は、占有権の実体をなす「物を現実に支配し、管理する力」に裏打ちされて、「物を現実に支配し、管理する権利」として、われわれの目の前に姿を現わすのである。

占有権は、所有権のように物を自由に使用・収益・処分することを法的に根拠づけ、正当化する権利ではなく、現在、物を保存・管理している状態にあれば、この状態をそのまま維持することが出来るし、現在、物を利用している状態にあれば、この利用状態をそのまま継続することが出来る権利であつて、物の取得や利用を正当化したり、法的に根拠づけるものではない。<sup>(七三)</sup> 占有権は状態権である、といわれる所以である。<sup>(七四)</sup>

このような占有権は、本権の有無を問わずに認められる権利であるから、占有権侵害があつた場合には、本権の有無を問わずに占有訴権行使しうるだけでなく、損害が発生しておれば、その賠償を請求することが出来る（民一九八条・二〇〇条一項。なお、一九九条）。

損害賠償額は利用利益の帰属の侵害に基づく金額と解されている<sup>(七五)</sup>が、占有権の違法かつ有責的な侵害と相当因果関係のある損害は全て賠償されるべきである。その反面、損害が発生していなければ、賠償義務が生じないのは当然である。

## 占有権とはどのような権利か（一）

例えは、物の占有者が蔵の奥に仕舞い込んで、単に物を保存しているだけで、積極的に利用することもない状態において侵害された場合には、本権に関連する損害は発生するかも知れないが、占有権そのものに関しては損害は発生しないであろう。この場合、本権に対する侵害と占有権の侵害は明確に区別する必要があり、両者を混同してはならない<sup>〔モカ〕</sup>。また、妨害排除に要する費用と損害も区別すべきであり、両者を混同してはならない<sup>〔セセ〕</sup>。

物を利用している状態、ないし物を利用する計画の下に保存・管理している状態において侵害された場合には、この侵害と相当因果関係にある損害は、単に一個の物に関する被害に止まらない。というのは、物は個々ばらばらに利用されるのではなく、取引先やノウ・ハウ、あるいは個人のライフ・スタイルなどの事実関係（企業について「のれん」といわれる）を核にして、他の物や権利や債務を有機的に組み合せ、組織的に一体化して企業の営業財産や個人の生存財産として支配・管理されており、企業の営業活動や個人の生存活動と不即不離の関係にあるからであるが、この点については第三章において詳しく述べることにする。

占有権は本権がなくても成立する権利である。したがって、本権なしに他人の物を使用・収益している占有者についても、占有権侵害に基づく損害賠償請求権は発生する。それは、本権者以外の第三者による侵害の場合はもとよりのこと、本権者による侵害の場合にも発生するし、占有者が権原のないことについて悪意、即ち他人の物を使用・収益することを正当化し、根拠づける本権を有していないことを知っている場合でも、同じことである<sup>〔セハ〕</sup>。

尤も、本権のない占有者と本権との間では、不当利得や不法行為、さらには事務管理の問題が発生するが、民法一八九条と一九〇条は果実に関して、一九一条は占有物の滅失・毀損に対する占有者の損害賠償責任について、一九六条は占有者の費用償還請求権について規定している。

これらの規定は、いずれも占有権の内容・効力に關わるものではなく、事務管理や不当利得・不法行為の特則を定めたものにすぎない。したがつて、山中博士のように、一八九条の善意占有者の果実收取権を、たとえ本質的な

権利内容ではなく、偶然的な権利内容にすぎないと性格づけるにせよ、これを占有権の権利内容とするのは、妥当ではない。<sup>(七八)</sup>

なお、民法一八九条に関しては、善意占有者に積極的に果実收取権を認めたものなのか、それとも眞実の果実権取権者から返還請求や代価賠償の請求があつても、それに応じる義務を免除することを規定したにすぎないのか、解釈が分かれている。<sup>(八二)</sup>

果実收取権は、その権原を有する者に帰属するのであって、占有権の効力として発生するものではない。したがつて、理論的にいえば、後説が妥当である。しかし、立法者は前説に立つており、一八九条において善意占有者に果実收取権を認める反面、一九六条一項但書で「占有者カ果実ヲ取得シタル場合ニ於テハ通常ノ必要費ハ其負担ニ帰ス」として、均衡を保たせていることを考慮すると、政策的配慮を加味した前説を支持するほかはないであろう。

注(七三) 同旨、於保・注(一)一七〇頁、我妻・有泉・注(三)四六〇頁、田中・注(五)講義<sup>2</sup>一四八頁、林・注(二七)一四八頁。因に、岡村・注(六)法協三九巻九号七頁以下は、占有権の本体は本権であるとし、岩田 新・物権法概論「同文館」一九二九年」一七一頁は、占有権と本権とは同一内容の権利とされる「但し、後掲・注(九九)参照」。

(七四) 於保・注(一)一七〇頁・一八三頁・二二四頁。

(七五) この点の学説・判例については、水辺・注(五)講座2二八七頁、同・注(六)法教五五号三八頁、広中・注(三)八注民<sup>(7)</sup>一八七頁以下、同・注(三)八物権法三三三頁以下、辻 伸行「占有権侵害に関する一考察(二)——占有権侵害による損害賠償の内容の検討を中心にして」上智法学論集三巻一号(一九八〇年)八一頁以下。

(七六) 長久保 武「占有権の価格」判例タイムズ七三号(一九五七年)四九頁。なお、第三章六節参照。

(七七) 後掲・注(一)五一a参照。

(七八) 長久保・注(七六)判タ七三号四九頁。

これに対して、本権の侵害がなければ、あるいは本権を有する者でなければ、損害賠償請求をなしえないとする説として、

於保・注(1)一二四頁、岡村・注(6)法協三九卷九号一三頁以下、鈴木・注(38)物權法五四頁、広中・注(38)物權法三二三頁・三三一八頁、加藤一郎・不法行為法「有斐閣・一九五七年」一一〇頁、加藤一郎編・注釈民法(10)「有斐閣・一九六五年」六八頁、「三島宗彦」、辻 伸行「占有権侵害に関する一考察(1)・完)」—占有権侵害による損害賠償の内容の検討を中心にして—上智法学論集二三卷三号(一九八〇年)一四三頁。Mühl, N.I., Vor §854 Rdz.15 (S. 35); Schwab, N.57, S. 40.なお、第三章六節参照。

(七九) 前掲・注(56)参照。

(八〇) 岩田・注(1)八五九頁、田中・注(5)「わが民法」一二九頁、末弘巖太郎「占有の効力 とくに果实收取権について」民法雜記帳上巻「日本評論新社・一九五三年」二五一頁。

(八一) 民法一八九条の解釈をめぐる学説の対立については、田中・注(3)注民(7)五八頁・六三頁、水辺・注(5)講座二二八八頁、同・注(6)法教五五号三八頁。

(八二) 同旨、末弘・注(80)二五三頁。

(八三) 富井・注(1)原論(1)六七九頁、梅・注(11)五一頁。なお、岡松・注(1)七二頁・七六頁。

七 占有権は物を現実に支配し、管理しているところに認められる権利であり、物を支配・管理する権原があるか否かは問わない。したがって、この側面を捉える場合には、占有権は現実に「あるもの Sein」を、「まさにあるべきもの Sollen」とは切り離して、保護する権利ということになる。

とはいっても「あるもの」として認められている占有権が第三者によつて侵害された場合、この権利に内在している「現実的支配・管理力（占有権の実体）」が、自力救済権や占有訴権という姿をとつて、「あるべきもの」としての姿を維持・回復せんとして発動して来る。

このように、占有権において「あるもの」と「あるべきもの」などが一面では明確に区別されていながら、他面では結びついているところに割り切れなさや、矛盾を感じられる末川博士は、ここに占有論が迷宮であり、解き難い謎<sup>(八四)</sup>、<sup>(八五)</sup>、<sup>(八六)</sup>、<sup>(八七)</sup>

である所以を求められている。

しかし、占有権の存在構造を論理的に分析して、占有権における「あるもの」と「あるべきもの」との区別・連関性を把握し、占有権の全体像を見定めた上で、さらに占有権における「あるべきもの」と、所有権などの本権が「あるべきもの」とされていることの意味の違いを理解するならば、占有論は解き難い謎でもなければ、迷宮でも何でもないことが分かるであろう。

占有権における「あるもの」とは、私見にいう占有権の現象形態を指している。これに対して、占有権における「あるべきもの」とは、私見にいう占有権の実体に関わることがらである。

私見において、占有権の本質をなす「物を現実に支配し、管理する意思」は、内心の意思として存在すれば足るものではなく、社会的な承認を得なければならぬが、社会的承認を得ると、現在の物の所持者以外の者は、「侵害するなれ」という社会規範上の不可侵義務を課され、ここに物の所持は単なる外界における物理的な事実状態から社会規範上の「占有権」に昇格する。つまり、單なる「人と物との関係」から、「人と物との関係」をめぐる「人ととの関係」に転化する。

その結果、この不可侵義務に違反する者があれば、「占有権」者は一定要件の下に自力救済権を行使するなり、侵害者の意思に働きかけて、原状、即ち不可侵義務違反が発生していない時の、「あるべき」状態に戻すよう請求することが出来るようになる。しかし、それでも効果がない時のために備えて、裁判所の手を借りて強制的に「あるべき」状態を維持・回復する途が拓かれている。ここに、社会規範上の「占有権」にすぎなかつたものが、国家規範上の占有権として保護されて、「あるもの」としての権利内容を実現することになる。

因に、民法一九八条の妨害停止に関する費用につき、占有妨害が妨害者の責に帰すべき事由によるのではない場合には、妨害停止を請求する者が自己の費用をもつて妨害除去をなすべきであり、妨害者はそれを受忍する義務を

負うに止まるとする説がある。<sup>(八八)</sup>しかし、不可侵義務に違反した状態が出現している以上、この義務違反がない状態、即ち原状に復するという具体的な義務が妨害者に課され、彼の費用によつて右の具体的な義務を履行すべきであると考へる。<sup>(八九)</sup>

さて、末川博士は占有という事実状態も「社会関係として何らかの当為を含む思考上の観念的なもの——権利——となることや、「共同生活における社会意識において他人が侵害してはならないと考える」ことに言及されているが、この当為、不可侵義務こそが、占有権における「あるべきもの」「あるべき状態」を示しているのである。

しかし、末川博士は「あるべき状態」を所有権などの本権に求め、占有が正当化されている状態と解されて<sup>(九〇)</sup>いる。そのために、占有権においても「あるべきもの」「あるべき状態」という要素が重要な位置を占めていること、即ちこの要素なしには占有権は占有権たる実効性を有しえないこと、に気付かず、占有権は本権とは違つた意味において占有を正当ならしめる権利であることを、見抜かれなかつたのである。

その結果、「占有権とはどのような権利なのか」ということを理解することを難かしくしてしまい、これを私法学における難問と感じるようになり、占有論は謎を深めて行くことになる。というのは、「占有権とはどのような権利なのかな」が分かつていなければ、準占有や占有権の移転・相続について理解することは出来ないし、末川博士が占有論という迷宮の「奥の院」<sup>(九一)</sup>とされる代理占有について、解明することも出来ないからである。

注(八四) 末川・注(一)物権法一八〇頁、同・注(一四)「判例」四九頁・五六頁・五九頁。

(八五) 末川・注(一四)「占有と所有」四七頁、同・注(一四)「判例」五九頁。

(八六) 末川・注(一)物権法一七九頁、同・注(一四)「判例」四九頁・五四頁・五九頁。

(八七) 末川・注(一四)「判例」五四頁・五九頁。

(八八) 末川・注(一)物権法一五八頁、同・注(五九)「占有訴権」一四七頁、舟橋・注(三)三一一頁、田中・注(五)講義2一九

八頁、鈴木・注(三八)物権法五四頁。

(八九) 同旨、於保・注(一)二二六頁、我妻＝有泉・注(二)五〇七頁、稻本・注(二)民法II一四九頁、石田(文)・注(四)三一〇頁、袖木＝高木・注(四)四〇三頁、末弘・注(七)二九六頁、広中・注(三)八〇注民(一)一八七頁、同・注(三八)物権法三四二一頁(但し、例外を認められる)。

なお、所有権に基づく妨害排除に関するものについては、拙稿・注(一九)佐賀(一)卷三三号1〇九頁以下。

(九〇) 末川・注(一四)「占有と所有」四三頁。

(九一) 末川・注(一四)「判例」五一頁。

(九二) 末川・注(一四)「占有と所有」四四頁、同・注(一四)「判例」五一頁。

(九三) 稲本・注(二)民法II一四九頁、田中・注(五)講義2一四九頁、林・注(一七)一四九頁。なお、山中・注(一)四一頁・四一頁・四三頁は、占有権は私力によって妨害されずに「占有を継続しうべき権利」とされる。

(九四) 末川・注(一四)「判例」五一頁。なお、田中・注(一四)「代理占有」二七六頁。Vgl. Hedinger, N.1.,S.92.